

平成 28 年 6 月 24 日
危険物保安技術協会
業務部 業務課

「灯油用ポリエチレンかんの試験確認に係る業務規程」等の改正について

当協会では、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 2 条第 7 項に規定する危険物のうち、第四類第二石油類である灯油を収納し、運搬の用に供する灯油用ポリエチレンかん（以下「ポリかん」という。）について、「灯油用ポリエチレンかんの型式試験確認に係る業務規程（平成 20 年 6 月 18 日危保規程第 6 号）及び「灯油用ポリエチレンかんの安全性能に関する基準（平成 20 年 6 月 18 日）（以下「旧規程等」という。）」により、落下、気密等の試験及び材料、板厚等の確認を実施しています。

今般、試験機関として安心して使用できるような製品の流通・普及に積極的に携わっていることを示すことを主な目的として、これまで実施してきた型式試験確認を行う方式から製造工場の品質管理等に関する事項等も評価する確認工場方式へ変更しました。旧規程等を改正した「灯油用ポリエチレンかんの試験確認に係る業務規程（平成 28 年 6 月 17 日危保規程第 9 号）及び「灯油用ポリエチレンかんの試験確認基準（平成 28 年 6 月 17 日）（以下「新規程等」という。）」を制定し、平成 28 年 6 月 20 日から施行しましたのでお知らせします。

新規程等の全文につきましては、当協会のウェブサイト（<http://www.khk-syoubou.or.jp/>）からダウンロードすることができますので、ご活用ください。

[「灯油用ポリエチレンかんの試験確認に係る業務規程」](#)

[「灯油用ポリエチレンかんの試験確認基準」](#)